

多賀城市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年5月23日

多賀城市監査委員

菅野 昌治

根本 朝栄

1 監査の種類

定期監査（たな卸資産の管理に係る監査）

2 監査の対象

平成25年度上水道部たな卸資産

3 監査の実施日等

(1) 実施日

平成26年4月25日

(2) 監査結果講評日

平成26年5月23日

4 監査の方法

たな卸資産が実情を考慮した上で適正量購入され、適切に保管されているか、かつ、効率的・効果的に運用されているかどうかを主眼として、水道事業管理者から提出されたたな卸表に基づき、関係職員の説明を聴取しながら立会いにより実施した。

5 監査の結果

たな卸資産の管理及び保管状況は、適正であると認められた。